

公共交通移動等円滑化基準の一部改正について (ソフト基準(役務の提供の方法に関する基準))

公共交通事業者等に対し、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、**役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)**の遵守義務を課すこととしている(令和2年5月法改正、令和3年4月全面施行)

ソフト基準の対象

義務	ハード基準適合維持義務(法第8条第2項)が課されている、 新設等された旅客施設・車両等 (平成14年5月15日の旧交通バリアフリー法施行以降に新設・大規模改良又は新規供用されたものが対象)
努力義務	ハード基準適合の努力義務(法第8条第3項)が課されている、 既存の旅客施設・車両等

ハード基準とソフト基準の関係

○**ハード基準**は、障害当事者が公共交通機関を円滑に利用するための必要最低限の義務として、以下のとおり規定。

- ・バリアフリー設備を設置すること(例：○○においては、○○を備え付けなければならない)
- ・バリアフリーとして機能させるために必要最低限の構造の諸元(例：○○の幅は、○cmでなければならない)

○**ソフト基準**は、ハード基準のバリアフリー設備の機能が十分に発揮されるよう、設備の目的に合わせて以下のとおり規定。

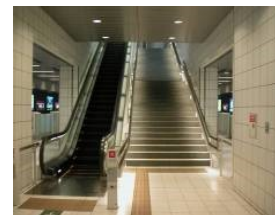
- ①職員等がバリアフリー設備を用いて、役務の提供を行うこと(例：乗降用のスロープ板等)
- ②バリアフリー設備それ自体を用いて、運行情報の提供や照度の確保などの役務の提供を行うこと(例：運行情報提供設備、照明設備等)
- ③バリアフリー設備を用いた役務の提供が行われるよう、体制を確保すること



駅ホームにおけるスロープ板設置の例



路線バスにおける役務提供
(スロープ設置・介助)の例



階段脇の位置を
わかりやすく示す照明の例

(例)鉄軌道駅におけるソフト基準

○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

ハード基準(既存)：プラットフォーム
車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある段差又は隙間がある場合は、**渡り板等**を設置すること。



ソフト基準(新規)

ハード基準に基づき渡り板等が設けられた場合は、**当該渡り板等を使用して、車椅子使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行うこと。**

○職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供

ハード基準(既存)：乗車券等販売所、案内所
筆記用具を備え、筆記用具があることを表示すること。

ソフト基準(新規)

聴覚障害者からの求めに応じ、**筆記用具を使用すること。**

○設備を用いた情報提供等

ハード基準(既存)：照明設備
照明設備を設けること。

ソフト基準(新規)

照明設備を用いて、十分な**照度**を確保すること。

ハード基準(既存)：ホームドア
ホームドアを設置すること。(構造上困難な場合を除く。)

○設備を用いた情報提供等

ハード基準(既存)：運行情報提供設備
運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備を設置すること。



ソフト基準(新規)

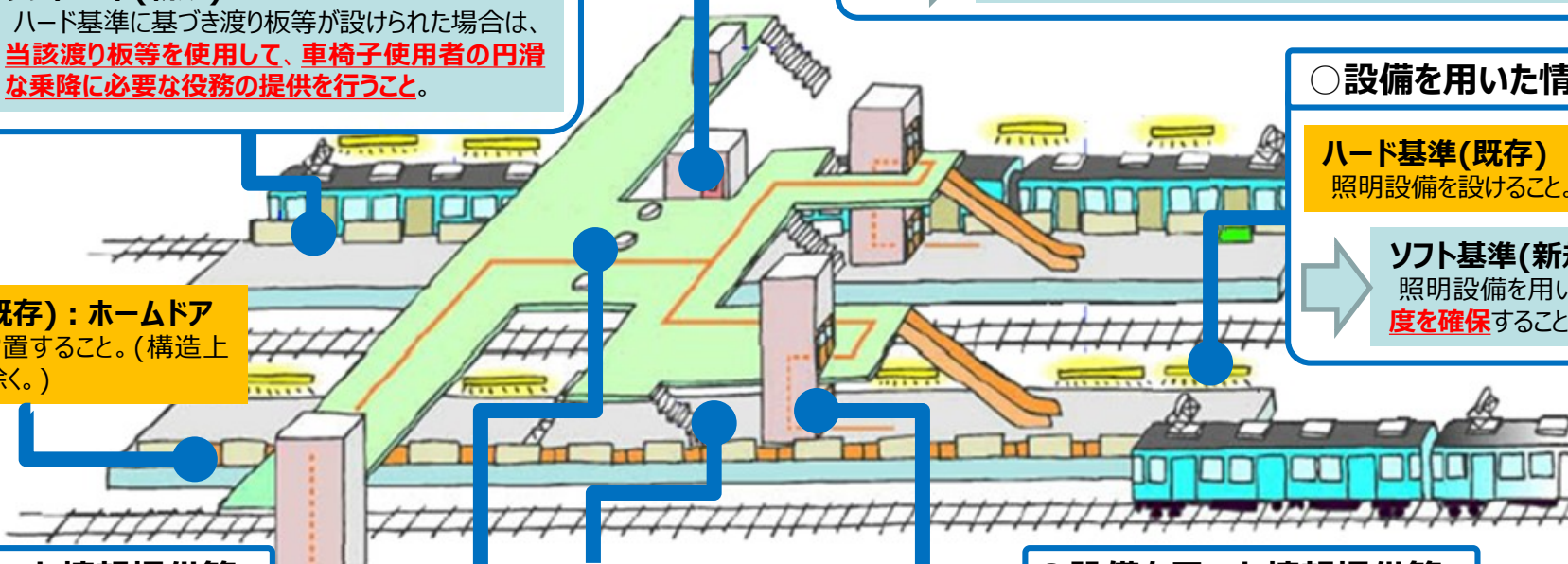
ハード基準に基づき設置された**運行情報提供設備を使用して、運行情報を文字等及び音声により提供すること。**

○設備を用いた情報提供等

ハード基準(既存)：エレベーター
かごの昇降方向、戸の開閉等を**音声**により知らせる設備を設置すること。

ソフト基準(新規)

ハード基準に基づき設置された設備を用いて、かごの昇降方向、戸の開鎖等を**音**により知らせる**こと。**



(例)バスにおけるソフト基準

○職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供

ハード基準(既存) : 意思疎通を図るための設備
筆記用具を備え、筆記用具があることを表示すること。

➡ **ソフト基準(新規)**
聴覚障害者からの求めに応じ、筆記用具を使用すること。

○設備を用いた情報提供等

ハード基準(既存) : 運行情報提供設備
・車両の前面、左側面、後方に行先表示を設けること。

➡ **ソフト基準(新規)**
ハード基準に基づき設置された行先表示器を使用して、行先に関する情報を提供すること。

○設備を用いた情報提供等

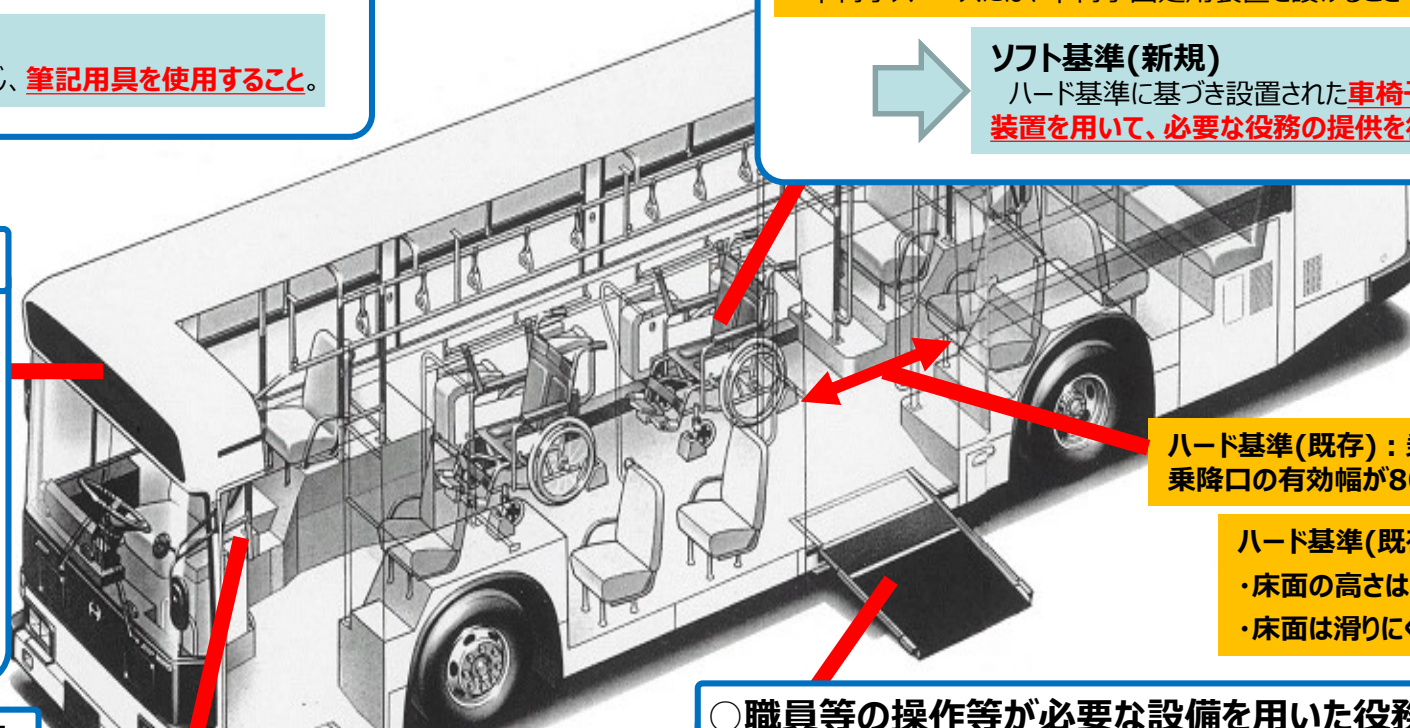
ハード基準(既存) : 運行情報提供設備
・運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備を設置すること。

➡ **ソフト基準(新規)**
ハード基準に基づき設置された運行情報提供設備を使用して、運行情報を文字等及び音声により提供すること。

○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

ハード基準(既存) : 乗降用設備
・車椅子スペースを1以上確保
・車椅子スペースには、車椅子固定用装置を設けること 等

➡ **ソフト基準(新規)**
ハード基準に基づき設置された車椅子固定用装置を用いて、必要な役務の提供を行うこと。



ハード基準(既存) : 乗降口
乗降口の有効幅が80cm以上

ハード基準(既存) :
・床面の高さは65cm以下
・床面は滑りにくい仕上げ

○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

ハード基準(既存) : 乗降用設備
スロープ板その他車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を設けること。

➡ **ソフト基準(新規)**
ハード基準に基づき設置されたスロープ等を使用して、車椅子使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行うこと。